

ガイドライン第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。

(全機関に実施を要請する事項)

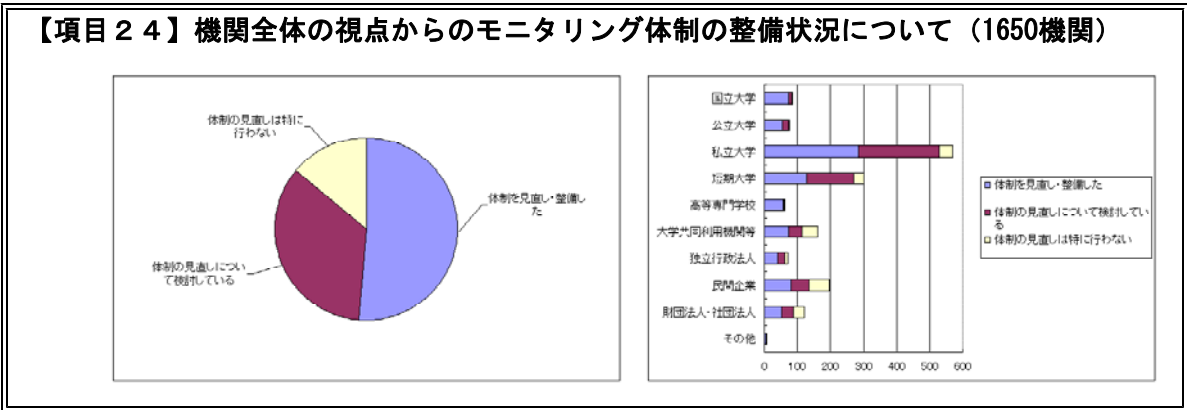
- ① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。 **【必須事項】**
- ② 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。
- ③ 内部監査部門は第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。
- ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する。
- ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。

各研究機関の取組状況

【機関全体の視点からのモニタリング体制の整備状況】

「必須事項」である機関全体の視点からのモニタリング体制の整備については、昨年度の44%から今年度は51%の研究機関でモニタリング体制を「見直し・整備した」と回答している。また、35%の研究機関が「見直しを検討している」と回答し、14%の研究機関は「見直しは特に行わない」と回答している。

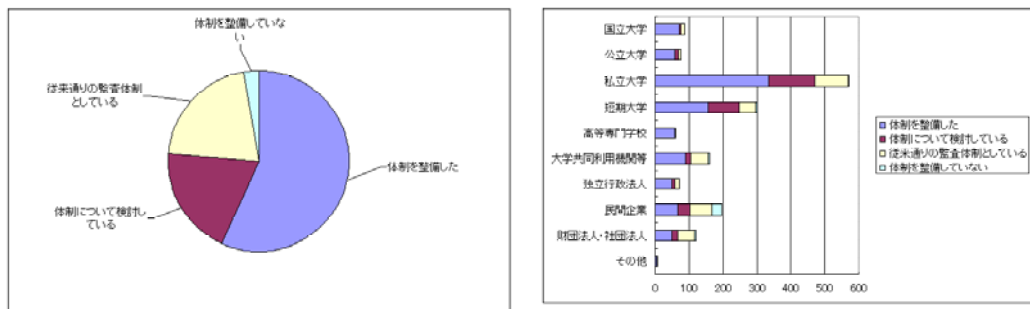
なお、モニタリング体制については、昨年と比べて体制整備は進んでいるが、中にはモニタリングの具体的な方法は今後検討するとしている研究機関も見られた。



【機関全体の視点からの内部監査体制の整備状況】

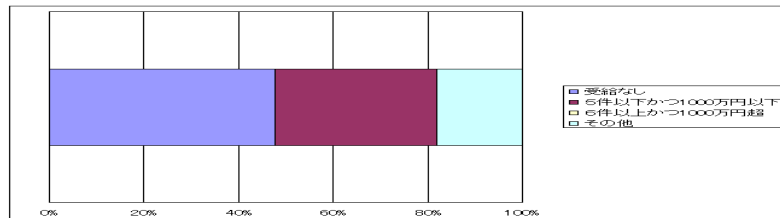
「必須事項」である機関全体の視点からの内部監査体制の整備状況については、昨年度の50%から今年度は57%の研究機関で「監査体制を整備した」と回答している。また、21%の研究機関は「従来どおりの監査体制としている」と回答し、19%の研究機関が「検討中」、3%の研究機関が「特に監査体制は整備していない」と回答している。「特に監査体制は整備していない」と回答している研究機関は44機関であり、そのうち「小規模機関等」が82%を占めている。なお、「体制の不備の検証」については、今後検討するとしている研究機関もあった。

【項目25】 機関全体の視点からの内部監査体制の整備状況について（1650機関）



機関全体の視点からの内部監査体制を整備していない研究機関（44機関）

○研究費受給規模別内訳



まとめ

モニタリング体制・内部監査体制に関しては、昨年と比べ体制整備は進んでいるが十分ではない。体制について検討中、あるいは体制を整備していない機関にあっては早急な体制の構築が必要である。

ガイドラインで求められている各事項に基づき体制構築を行い、それらを継続的かつ効果的に運用させ機関全体の観点から不正防止を有効に機能させるためには適切なモニタリング体制・内部監査体制の構築が不可欠である。ガイドラインの制定から1年以上が経過し、今後は、これまで構築してきた物品等発注検収体制や旅費、人件費（謝金）などにかかる不正を防止する体制が有効に機能しているか、意識向上の取組や不正防止計画が実行され、機能しているかの検証を行うとともに改善点等があれば提言を行うなど、機関としてPDCAサイクルの仕組みが機能していくことが極めて重要である。その際、不正防止計画などは社会情勢の変化や機関内の状況変化を踏まえ随時見直しを行い、持続的な取組が円滑に行われるための体制構築が強く望まれる。